

もくじ

浜田よしゆき議員 代表質問・・・1
みつなが 敦彦 議員 代表質問・・・11
他会派の代表質問項目・・・・・・19

●京都府議会 2020年9月定例会が9月14日に開会し、9月18日に日本共産党の浜田よしゆき議員、みつなが敦彦議員が代表質問を行いました。代表質問と答弁の概要を紹介します。

2020年9月定例会 代表質問

浜田よしゆき議員 (日本共産党 京都市北区) 2020年9月18日

【浜田議員】日本共産党の浜田よしゆきです。通告に基づき、西脇知事に質問いたします。

質問に入る前に、一言申し上げます。新型コロナウイルスの感染拡大や豪雨災害により亡くなられた皆さんに心よりお悔やみ申し上げますとともに、療養されている皆さんの一日も早い快復を願うものです。そして、エッセンシャルワーカーの皆さんや職員の皆さんなど、第一線で感染拡大防止と府民生活を守るために活動されている皆さんに、敬意を表します。

さて、安倍首相が辞任し、新首相に選出された菅首相は、7年8カ月続いた安倍政治を継承すると述べています。しかし、この間の世論調査でも、アベノミクスや憲法改定など、安倍政権の主要な施策を継続することを、国民の多数は望んでいません。日本共産党は、市民と野党の共闘をさらに広げて、安倍政治の根本からの転換をめざして、全力を尽くすものです。

コロナ禍で深刻な影響を受けている中小業者への緊急支援を

【浜田議員】それでは質問に入ります。まず、コロナ禍で深刻な影響が出ている中小業者・農業者・学生への緊急支援策についてです。

7年8カ月続いた安倍政権は、大企業のもうけを優先する経済政策「アベノミクス」を打ち出し、二度にわたる消費税増税を強行しました。その結果、たしかに株価は上がりましたが、恩恵を受けたのは大企業と大金持ちだけ、労働者の賃金は下がり続け、消費は落ち込み、格差と貧困が広がりました。そこに、コロナ感染が直撃し、リーマンショック以上の深刻な景気悪化が起こっているもとので、中小業者や農業者の事業継続への支援は待たないとなっっています。

この間、わが会派として、丹後織物工業組合と丹後機械工業協同組合を訪問し、お話を伺いました。丹後織物工業組合では、丹後白生地織物の生産量が、6月と7月は前年比4割以下に落ち込むなど、深刻な実態をお聞きしました。「持続化給付金は助けにはなったが、法人の場合、200万円では2～3カ月でなくなってしまう」と言われました。丹後機械工業協同組合では、組合員への景況調査で、6月の景況判断指数(DI値)がマイナス79にまで落ち込み、9月の見通しはマイナス83と、さらに深刻になると報告されました。そして、国や京都府の対策としては、消費税減税や固定資産税など固定費の減免、雇用調整助成金の特例措置の延長などが要望されました。

6月議会の一般質問で、知事は「京都の観光事業者が、新型コロナウイルス感染によって、たいへん厳しい状況にあるという認識は十分に共有している」と答弁されました。その後、緊急事態宣言が解除されて以降も、観光地には人は戻らず、旅館業者、バス、タクシー業界からは、「廃業も

考えている」という声が上がっています。一方、国の観光支援事業「Go To トラベル」は、一泊二日の割引上限2万円を満たすには、4万円以上の高級プランが必要だが、「大手代理店以外は、そんな高級プランはできない」という声が寄せられています。

お茶の生産者の皆さんからもお話を聞いてきました。和束町の専業農家の方は、「今年の霜被害で売り上げが激減したもとので、今回のコロナ禍でさらに激減したが、前年比では5割減までいかないので、持続化給付金が受けられない」などと話されました。京都府茶生産協議会の吉田利一会長は、「JAでの取引額は、46億円あったのが昨年は33億円に、今年は20億円にまで落ち込んでいる。価格下落で『もうやめる』という生産者が増えている」などと話されました。

そこでお聞きします。苦境に陥っている中小業者や農業者が事業を継続できるように、国に対して、持続化給付金を条件緩和して再度実施すること、雇用調整助成金の特例措置は世論と運動によって期限延長されましたが、少なくともコロナ感染が収束するまで継続をすること、収入保険や各種農業共済の保険料を軽減して加入条件を緩和すること、全業種への消費喚起になり、実質生活給付にもなる消費税の5%への減税を直ちに実施することなどを、要望すべきではありませんか。そして、京都府として、国の施策で足らざる部分を補う施策として、この間実施をしてきた休業要請補助金や再出発補助金などを、条件緩和して再度実施すべきではありませんか。

4人に1人が休学や退学を考える深刻な事態になっている学生への支援を

【浜田議員】「学生のまち・京都」として、京都の経済やまちづくりに欠かすことのできない存在である学生の皆さんが、いま深刻な苦境に陥っています。国の緊急支援給付金は各大学で1割程度の学生にしか支給されず、「学費も生活費も自分で稼がなくてはならないので、三つのバイトを掛け持ちしている」など、生活に困窮している学生にも、支援給付金が届いていません。オンライン授業については、「オンライン授業は質問もできないし、学習の質が落ちる。それなのに授業料は同じというのはおかしい」「授業の中身も、大学によって、また教員によって格差がある」などの切実な声が寄せられています。大学の側からは、「感染対策の国からの支援はまったくない。京都府の100万円の支援金ではとても足りない」などの声が寄せられ、今回の補正予算案で、大学等学生生活安心支援事業費が拡充をされました。

そこで、お聞きをいたします。困窮する学生が学業を続けられるように、国に対して、学生支援緊急給付金を緊急に再度給付するとともに、その給付対象を拡大をすること、大学運営費交付金及び私学助成費を大幅に増やして、学費を引き下げることが要望すべきではありませんか。また給付型奨学金制度や家賃補助制度を創設するなど、京都府として可能な支援を行なうべきではありませんか。

【西脇知事・答弁】 浜田議員のご質問にお答えいたします。

中小企業や農業者の事業継続支援についてであります。

これまで国の持続化給付金や雇用調整助成金に加えて、京都府としても無利子・無担保・無保証料の融資制度、事業再出発支援補助金などあらゆる施策を総動員して、府内企業や農業者の事業継続と雇用維持に努めてまいりました。そうしたなかで、持続化給付金につきましては、全国知事会から対象者の拡充等を提言し、制度充実につなげたところであり、雇用調整助成金についても、私も全国知事会の副本部長として、先頭に立って国に要望した結果、二度の緊急対応期間の延長が実現いたしました。さらに農業者の収入全体を補填する農業経営収入保険に関しましても、掛け金の引き下げや途中加入を可能とする弾力的な運用について、国に要望しているところでございます。

なお消費税につきましては、全世代型社会保障に必要なものとして、法律で税率の引き上げが行われたものであり、少子高齢化社会におけるわが国全体の社会保障財源の問題として、国において検討されるべきものであると考えております。

次に、京都府休業要請対象事業者支援給付金等につきましては、緊急事態宣言に基づき、感染拡

大を防止するため、京都府の休業要請に応じていただいた事業者のご協力に対しまして給付金を交付したものでございます。緊急事態宣言の解除後の取り組みとしては、感染防止対策を徹底しながら社会経済活動のレベルを段階的に取り戻すため、事業再出発支援補助金を創設いたしました。この補助金は幅広い業種を対象としており、この補助金を利用したいという声が非常に多いことから、当初9月中旬に設定していた申請期限を延長したところでございます。今後は、事業継続や雇用維持に対する支援を続けながら、新たな市場開拓などにチャレンジできる技術力や販売力の強化など、経営力の強化への支援も必要でございます。ウィズコロナ・ポストコロナ社会においてさらなる成長が遂げられるよう、時期に応じたきめ細やかな支援に努めてまいりたいと考えております。

次に学生に対する支援でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生に対する修学支援につきましては、今年度から年収380万円未満世帯までを対象とする授業料等の減免や給付型の奨学金制度が創設をされ、さらに家計が急変した学生も対象になるよう拡充されたところであります。

また、私も再三国に要望いたしました、学生の生活費を支援する「学生支援緊急給付金」やアルバイト料が減少した学生も対象となる「休業給付金制度」も創設をされました。京都府といたしましては、こうした学生への支援制度を活用されるよう周知に努めるとともに、さらなる学生への支援策を講ずるよう、これまでから国に対して要望を申し上げてまいりました。最近では8月に行った政策提案に加えまして、9月13日には西村内閣府特命担当大臣に対して、学生の経済的負担軽減のための支援のさらなる拡充や、大学等が独自に講じる支援策等に対する補助などを求める要望を行ったところであります。

京都府の独自施策については、今般、大学の感染防止対策を支援するため、寮の相部屋を解消し、下宿することとなった学生への家賃補助等支援するための予算を今議会に提案させていただいておりますが、大学生に対する修学支援については、基本的には高等教育を所管する国において全国で統一的に行われるべきものと考えております。この間私も、福知山公立大学と京都光華女子大学で、学生と「行き活きトーク」を実施し、学生の意見を伺ってまいりましたが、今後とも学生が経済的な理由で学業をあきらめることなく、安心して学べる環境が整えられるよう、大学や学生のご意見をお伺いしながら、国に対し必要な要望を行うとともに、京都府としても必要な支援をしてまいりたいと考えております。

【浜田議員・再質問】 ご答弁いただきましたが、まずは消費税の問題ですけれども、知事は社会保障財源として必要だというふうに言われるわけですけれども、この間消費税の増税が繰り返されましたけれども、社会保障は逆に改悪するばかりであったのが現実です。いま、消費税減税というのは、新型コロナで苦しむ所得の少ない皆さん、小規模・中小事業者にとって、一番の支援になります。また、消費を活発にする一番の決め手になります。ですから、いますべての野党と与党の一部からも、「消費税の減税・ゼロ」を求める声が上がっています。ぜひ京都府からも、消費税減税を国に強く求めていただきたい。これは要望しておきたいと思っております。

再質問をいたします。中小業者などへの経済支援の問題について、知事は「きめ細かく対応している」と言われました。また昨日の答弁では、「国と役割分担している。京都府は、中小業者へのきめ細かい支援を行っている」というふうに答弁されました。しかし、例えばこの間、休業要請の補助金でいえば飲食業が対象にならず、大学生協や府立体育館内の売店も対象にならなかった。再出発補助金は、申請のタイムラグがあったために、期限を延長するということになりました。きめ細かい支援というのであれば、そうした府内の中小業者や農業者の深刻な実態をリアルに見て、京都府として求められる対策を行なうべきで、先ほども言いました休業要請の補助金や再出発の補助金については、条件緩和をして再度実施するということを求めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

また学生の問題では、いま学生のみなさんの4人に1人が、休学や退学を考えるという深刻な事

態になっています。先ほどの知事の答弁は、すべて国まかせという答弁でありました。国まかせではなくて、京都府としてやれることはないのか。せめて他府県が実施をしている、給付型奨学金制度や家賃補助制度、これを創設すべきではないか。再度お答えいただきたいと思います。

【知事・再答弁】 浜田議員の再質問にお答えをいたします。

1点目の中小企業に対するきめ細やかな支援についてでございますけれども、休業要請の給付金につきましては、これはあくまで緊急事態措置に伴います休業要請に協力をしていただいたという観点から、給付したものでございまして、それにつきましては一定の役割を果たしたというふうに思っております。また再出発補助金につきましては、先ほど申し上げましたように、非常にニーズが高いということで、申請期限も延長をさせていただきました。いずれにしても、このコロナによる中小業者の影響というのは非常に厳しく、なおかつ長期にわたる可能性がございますので、今後ともきめ細かく、現場の実態を把握しながら支援につとめてまいりたいというふうに思っております。

また、2つ目の学生に対する支援につきましては、今回の議会にも提案をしておりますけれども、とくに後期授業が始まるにあたりまして、学生・大学側にも様々な不安がございます。新しい生活様式の徹底とした行動様式の変容も、それとあわせて大学が行います感染防止対策、それから先ほど言いました寮の相部屋解消、それからオンラインと対面授業の併用・実施のためのWi-Fi環境の整備等、様々な観点から大学側・学生側のニーズをくみ取りまして、京都府としてもできる限りの支援に努めてまいりたいと思っております。

【浜田議員・指摘要望】 京都は、言うまでもなく中小業者のまちであり、観光のまちであり、「お茶の京都」を推進しています。その中小業者、観光関連業者、お茶の生産者が、事業を継続できないかつてない深刻な苦境に陥っています。いま京都府に求められるのは、その足元の府民の実態を見て、切実な要望に耳を傾け、それに応えることではないでしょうか。そのことを指摘して、次の質問に入りたいと思います。

米軍レーダー基地におけるコロナ感染について

【浜田議員】 次に米軍レーダー基地問題についてお聞きします。米軍レーダー基地では、7月26日に米軍人の新型コロナ感染が確認されて以降、米軍関係者の感染が相次ぎ、感染者は日本人2人を含む15人となりました。軍人・軍属あわせて約160人の基地で1割近い感染者が出ており、米軍基地はクラスター状態です。

わが会派は現地調査を踏まえて、党国会議員団、京丹後市議団、住民団体とも連携して、すべての関係者のPCR検査の実施や、陽性者の行動履歴や濃厚接触者の情報開示などを求めて、5度にわたり京都府に申し入れを行い、8月20日には近畿中部防衛局に申し入れを行ないました。また、京都府も入っている渉外知事会は、在日米軍の新型コロナ感染症対策の国への特別要請書の中で、米軍基地と衛生当局間の情報交換が可能となる仕組みを早急に構築することを求めました。

その結果、米軍人、軍属、基地の業務に携わる日本人従事者のPCR検査が実施され、8月26日に京丹後市を訪れた米軍の司令官は、陽性者の行動履歴や濃厚接触者の情報開示について同意し、その後、米軍から京都府に感染防止に必要な情報提供が初めて行なわれました。

しかし当初、感染者の内1人は入院中で他は自宅で隔離という状況や、米軍関係者には行動自粛が指示されているにもかかわらずまったく守られていない状況に、住民の不安が広がりました。情報開示についての合意については、実施時期などが示されておらず、陽性者の行動履歴については未だ開示されていません。

そこでお聞きします。これ以上の感染拡大を防止し、すみやかに収束させるため、陽性者の行動履歴や濃厚接触者の情報について、すみやかに地元自治体に開示するしくみをつくること、無症状

や軽度者をホテル借り上げ等により隔離すること、米軍レーダー基地の閉鎖も含め、関係者の行動制限を徹底するとともに感染防止ガイドラインの遵守を徹底させることなどを、京都府として、米軍と日本政府に直接求めるべきではありませんか。

経ヶ岬米軍関係者の飲酒交通事故について

【浜田議員】米軍レーダー基地に勤務する米軍関係者が酒気帯び運転で物損事故を起こしながら、3週間も公表されなかった問題は、「重大事故以外は、件数のみを報告する」と、交通事故の報告ルールを変更したことの問題点を浮き彫りにしました。何が重大事故かは米軍が判断することになっているため、飲酒事故という重大事故であったにもかかわらず、米軍側は、書類送検で明るみに出るまで報告しませんでした。どんな軽微な事故でも、すべての事故の内容を報告させることは、住民の安心・安全にとって不可欠です。地元の宇川連合区長会の小倉会長は、「安全・安心対策連絡会」で、「地元としても、交通事故の実態と特性を把握することは、効果的な交通安全対策を講じていく上で重要と考える。少なくとも自治体の方に、どこでどういう事故があったという情報を提供してもらえれば、効果的な対策を講じることができるのではないか」と述べておられます。当然の声ではありませんか。住民の安全・安心を確保するためにも、交通事故の報告ルールを、どんな軽微な事故でもすべて報告するという元のルールに戻すように、米軍側に強く求めるべきではありませんか。

北陸新幹線の延伸計画について

【浜田議員】次に、北陸新幹線の延伸についてお聞きします。8月4日の京都新聞の「読者の声」欄に、私の地元の北区雲ヶ畑にお住まいの女性の投書が掲載されました。「先日、鉄道・運輸機構から『北陸新幹線整備に伴う現地調査について』という文書が地域に配布された。・・・北陸新幹線は、鴨川源流地域から京都の中心部を南に下り、大深度の地下トンネル工事を行なう計画になっている。この計画が、コロナ禍や豪雨災害の非常事態の下でも粛々と進められていることに驚いた。この工事によって水系が乱され、残土処理などで京都の水環境が一変するのではないかと大変危惧している」などと書かれていました。これは、北陸新幹線の延伸ルートが想定される地域に住む多くの住民の皆さんに共通する声だと思います。

北陸新幹線延伸をめぐっては、今年の4月17日に、京都府の西脇知事から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長宛に、「北陸新幹線に係る環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見について」が提出されています。この意見の中で、とりわけ重要であると思われる水質・地下水・水資源への影響と、掘削発生土の保管・運搬・処理・処分の問題について質問いたします。

北陸新幹線の延伸対象事業実施区域及びその範囲では、豊富で良質な地下水が生活や産業、上下水道等に幅広く利用され、京都の文化を支えています。本事業の実施に伴う水循環の変化によって、それらが影響を受けることへの懸念は、京都府の意見書にも示されています。

山岳区間のトンネルの直径は約10メートルあり、4～7キロメートルおきに斜坑を掘ってそこから掘削土砂が運び出されます。その量は、南丹ルートは12キロメートル程度で、掘削土砂は170万トン程度となり、大型ダンプ17万台という膨大な量になります。京北町から京都市街まではさらに20キロメートル強の距離があり、倍近い土砂が出ると思われれます。環境影響評価報告書には「発生土砂の場外搬出量を軽減すべく配慮する」等書かれていますが、近年の台風や大雨で土砂が流出するようなことが起これば、下流に甚大な被害をもたらすことが懸念されます。また、土砂には有害物質が含まれている可能性も指摘されています。

そこでお聞きいたします。知事自身も懸念されている、地下水への影響や有害物質を含む残土の処理など、環境保全上懸念される問題について、鉄道・運輸機構からまともな説明もないまま、北

陸新幹線の延伸計画を認めるのでしょうか。

【知事・答弁】米軍経ヶ岬通信所についてでございます。

まず、米軍の新型コロナウイルスの感染状況についてであります。7月27日に1例目の陽性が公表された後、直ちに米軍及び国に対し、地域の公衆衛生上必要な情報のすみやかな提供について申し入れ、その後も累次にわたり京都府や渉外知事会などから情報提供を強く求めたところ、今月初めに米軍から必要な情報の提供を受けております。今後、感染者が発生した場合には、今回よりすみやかな情報提供が必要であり、米軍衛生当局と丹後保健所間において、迅速な情報交換が可能となる仕組みの構築について、外務省、防衛省に求めているところでございます。また、米軍及び国に対し、感染拡大防止対策の再徹底を再三申し入れており、米軍からは陽性者に対しては自宅等での適切な隔離措置を、すべての軍人・軍属に対しては行動制限と感染防止対策の遵守の義務を課しており、違反した場合には米軍として厳しく対処する方針との説明を受けております。いずれにいたしましても、京都府としては、今後とも府民の安心・安全を守る立場から、米軍及び国に対し、感染防止対策の徹底と迅速な情報交換が可能となる仕組みの構築について、強く求めてまいりたいと考えております。

次に、米軍の交通安全対策についてであります。重要なことは、米軍側が自らの事故を認識し、再発防止策を講じるとともに、地域としても必要な情報を確認しながら、交通安全の取り組みが進むことだと考えております。今回の酒気帯び運転に伴う物損事故については、防衛省からの報告を受け、直ちに米軍司令官及び防衛省に対し、米軍関係者に交通安全教育の徹底及び厳正なる綱紀粛正を図るよう強く申し入れをいたしました。また、臨時で「安全・安心対策連絡会」が開催され、地元に対し、事故の概要説明などがなされております。いずれにいたしましても、京都府としては今後とも、地元から悪質重大な事故と思われる情報を得た場合には、防衛省に指摘するなど、地域の交通安全の確保に必要な情報が適切に提供されるよう、強く求めてまいりたいと考えております。

次に、北陸新幹線延伸による環境保全上の問題についてでございます。

北陸新幹線につきましては、日本海国土軸の一部を形成するとともに、大規模災害時において東海道新幹線の代替機能を果たし、関西全体の発展に繋がる国家プロジェクトであると認識をしております。北陸新幹線に係る環境影響評価方法書に対する知事意見におきまして、対象事業実施区域及びその周囲に良好な水環境、地下水を含む豊富で良質な水資源など、多くの保全すべき環境要素が存在すること。また本事業で大部分を占めるトンネル区間の掘削等に伴い、大量の建設発生土等が発生し、運搬・処分等による環境影響も著しいものとなることが想定されることなどを指摘しております。その上で、水質、地下水、水資源については、鉄道施設等の工事及び存在による水循環への影響について、専門家等の助言を得ながら定量的な予測をおこなうとともに、地下水等への影響を回避又は極力低減するよう、予測結果も踏まえて、鉄道施設等の位置・規模・構造及び工事方法並びに環境保全措置の検討を行うことなどを求めています。

また、掘削発生土については土壌環境基準不適合の状況をあらかじめ把握するとともに、工事の実施により、基準不適合の掘削土が発生した場合の保管・運搬・処理・処分等の方法を、あらかじめ検討し、準備書に明示することを求めています。

今後、事業を進める国や鉄道運輸機構が、駅の位置・ルート・構造・施工方法などの決定に際し、環境への影響に十分配慮することがきわめて重要でございます。引き続き国や鉄道運輸機構に対して、慎重な調査と丁寧な地元説明を行うとともに、環境の保全について適切な対応を行うよう、様々な機会をとらえて求めてまいりたいと考えております。

【浜田議員・再質問】北陸新幹線の延伸問題については、指摘要望したいと思っております。この間、リニア新幹線をめぐっては、トンネル工事によって湧き出た水が流出し、大井川の水量が減少するこ

とが明らかになって、静岡県が着工を認めないという事態になっています。北海道新幹線の延伸をめぐるのは、トンネル工事で発生した残土に有害物質が含まれていましたが、残土処理についての取り決めがなかったことが明らかになっています。北陸新幹線延伸でも、同様の問題が想定されます。先ほど、知事が言われた「知事意見」で懸念されている問題、これが実際には解消されていないわけですから、そういう懸念が解消されないまま、延伸計画を粛々と進めることは許されないと考えます。一旦立ち止まって、検証を求めるべきだと指摘しておきたいと思えます。

米軍レーダー基地について再質問いたします。今回の米軍レーダー基地をめぐる一連の事態に対して、京丹後市の中山市長は、市民の不安や批判の声に押されて、「安全・安心対策連絡会議」に自ら参加して、米軍に直接意見を述べています。また、米軍人による飲酒交通事故の件では、「日本政府は、あらゆる事件・事故の防止に総力を挙げて取り組むとともに、仮にも事件・事故が発生した場合には責任を持って適切な措置を講じる」などと明記した、基地受け入れ時に当時の中山市長と防衛大臣が結んだ 10 条件が守られているかどうか検証すると表明されました。西脇知事は先程来、防衛局に色々意見を言っているということをおっしゃいましたが、西脇知事が「安全・安心対策連絡会」に出席して、米軍司令官に対して直接意見を述べるとともに、京都府として、基地受け入れ時の確認事項が守られているかどうか、検証すべきではないでしょうか。お答えください。

【知事・再答弁】 浜田議員の再質問にお答えいたします。

この新型コロナウイルス感染症の感染が確認されて、ただちに私は、防衛省の本省で防衛副大臣にも直接、この件について、とくに感染の拡大防止と公衆衛生上必要な情報の提供については強く申し入れを行っておりますし、当然、現地の責任者であります広域振興局長も常にそういう要請・要望を行っております。また、司令官につきましては、以前に京都府庁に訪れられた時にも直接お話をしておりますし、ただ米軍との関係につきましては、とくにこの公衆衛生上の問題につきましては、現地の保健所の公衆衛生の責任者と米軍側の公衆衛生の責任者との間で、きちっとした情報ルートをつくるというのが非常に重要だということで、その点については再三申し入れておまして、今では、完全な仕組みというわけではありませんけれども、連絡についてのルートは確保いたしましたので、今後二度とあってはならないと思えますけれども、新型コロナウイルス感染症について、感染の拡大防止はもちろんでございますが、感染が発見されたときの必要な対応については万全を期してまいりたいと思っております。いずれにしても、府民、京丹後市民の安全を守るのが最重要でございますので、引き続き全力で取り組んでまいりたいと思えます。

【浜田議員・指摘要望】 今回のコロナ感染をめぐる米軍の対応、飲酒交通事故の報告をめぐる米軍の対応を通じて、あらためて、在日米軍に国内法が適用できない日米地位協定の改定の必要性・緊急性が明らかになったと思っております。日米地位協定の改定を、日米両政府に強く求めるよう要望しておきたいと思えます。またこの間、米軍レーダー基地をめぐるのは、府民の安心・安全に関わる、米軍の約束違反が相次いでいます。沖縄のデニー知事のように、府民の命と安全を守る立場から、知事自らが、米軍や政府に対して毅然とした態度で臨むことを強く求めて、次の質問に移りたいと思えます。

コロナ禍のいまこそ少人数学級の実現を

【浜田議員】 最後に、少人数学級について、知事にお聞きをいたします。

新型コロナウイルス感染拡大は、日本経済に打撃を与え、生活の苦しい家庭が増えています。そうした事態にきめ細かく対応し、家庭の格差を補い、一人ひとりを大切に教育するためにも、学校での「密」を避ける感染症対策の点からも、少人数学級を求める世論が急速に広がっています。教育研究者有志が呼びかけた少人数学級実現を求める署名が全国に広がっており、京都ではすでに、2 万 5 千筆集まっています。

3カ月にわたる休校と学校再開、夏休みの短縮や行事の中止などを体験した子どもたちと保護者の皆さんの声を聞いてきました。保護者の皆さんからは、「オンライン授業で教育格差が広がったような気がする」「塾では少人数で楽しく授業をやっている。これには勝てない」などの声が出ました。子どもたちからは、「休校中に宿題が出されたが、質問ができない」「授業が再開されたが、コロナに感染するのではないかと不安で、学校行くのが怖い」などの声が寄せられています。

そうしたなかで、7月2日に、全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長の三者が連名で発出した「緊急提言」では、「現在の40人学級では、感染予防のために児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難」「少人数学級により児童・生徒間の十分な距離を保つことができるよう教員の確保がぜひとも必要」だと述べております。

学校再開直後の「分散登校」では、十数人の授業、文字通り「少人数学級」が行なわれ、現場の先生方からは、「子ども一人ひとりの表情がよくわかる」「子どもそれぞれの勉強のつまずきをつかんでいてねいに指導できる」などの声が寄せられています。また、「不登校だった子どもが、少人数の分散登校なら行きやすいと登校できた」「分散登校の方が良かった。みんなの話し合いがすぐにまとまるし、先生ともいっぱいおしゃべりできた」などの声が寄せられました。子どもたちへの手厚い教育を行なう上で、少人数学級の良さが、「論より証拠」で実感されています。

そこで、お聞きします。西脇知事も、少人数学級がいま必要だとお考えでしょうか。知事の認識をお答え下さい。

今年の3月に策定された「京都府子ども・子育て応援プラン」の「子どもが健やかに育つ環境づくり」では、「子どものための京都式少人数教育」を推進することで、「確かな学力の定着はもとより、一人ひとりの子どもの心のケアを実施します」とされています。このプラン策定後に、コロナ感染が拡大して、3カ月にわたるいっせいの休校、分散登校などを体験したわけですから、国に対してすべての小中学校での少人数学級の実現を求めるとともに、少人数学級、少人数授業、チームティーチングから市町村に選択させるという「京都式少人数教育」ではなく、京都府の責任で、すべての小・中学校で少人数学級を実施すべきではありませんか。お答えください。

【知事・答弁】少人数学級についてであります。ウィズコロナ時代において、どのような状況にあっても子ども達の学びを保障するとともに、少人数によるきめ細やかな「学び」を支える環境を整備することは重要であると考えております。京都府ではこれまでから、「京都式少人数教育」により、児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実を図ってきたところですが、学級編成の基準とそれに伴う教員定数は義務標準法で定めているため、さらなる少人数化を進めるには、まずは国において全国的な課題として検討されるべきと考えております。

現在、教育再生実行会議において、今後の初等・中等教育のあり方を検討されており、少人数による指導体制と環境整備についても様々な議論がなされているところでございます。京都府といたしましては、これらの動きを踏まえつつ、義務標準法改正による基礎定数の改善を国に求めながら、コロナ禍における学校教育活動の継続と学びの保障に向けて、全力を挙げて取り組む所存でございます。

【橋本教育長・答弁】浜田議員のご質問にお答えいたします。

少人数学級について、新型コロナウイルス感染症を経験するなかで、どのような状況においても子ども達の学びを保障し、新しい時代における個別最適な学びを実現することが重要であり、少人数学級は有効な手立ての一つであると考えております。一方、少人数学級を一度に進めることは、財政負担の問題の他、質の高い教員の確保や校舎問題等、課題もあります。また、「京都式少人数教育」については、一律的に少人数学級とするのではなく、例えば小学校では30人程度の学級編成が可能となる教員定数を配当し、各市町がそれぞれの実情や課題に応じて、少人数授業やチームティーチング、少人数学級のなかから柔軟に選択できる制度として進めてきたものであり、一定の評価を得てきたところでございます。今後は、国における検討内容を見極めつつ、「京都式少人数教

育」の成果を勘案し、新しい教育体制のあり方について検討してまいりたいと考えております。

【浜田議員・再質問】知事からは、教員定数を改善し教員を増やすという問題については、国のことなので国に求めるということでしたので、これは強く求めていただきたいと思います。教育長から答弁されましたけれども、「京都式少人数教育は、現場の実情に応じて選択できるんだ」と答弁されましたが、実際はどうなっているか。昨年度、少人数学級を選択したのは小学校では59%、中学校では17%にとどまっています。少人数学級を選択したくても、教員の数が足りないということで、選択できないというのが実態です。ですからたとえば、八幡市が京都府への予算要望のなかで、『学校の新しい生活様式』に則った学びの充実と保障を図るため、国に学級編成の基準の緩和による少人数学級の実現を一層求めるとともに、教員の配置を拡充すること」を要望されています。子どもたちの学びの充実と保障のために、すべてのクラスを少人数学級にして、それを土台に少人数授業やチームティーチングも組み合わせる、このようにすればいいと思うんですけども、この考えについては教育長はどうお考えでしょうか。お答えください。

【教育長・再答弁】浜田議員の再質問にお答えいたします。

少人数学級については、きめ細やかな学びを支えることで、これから目指そうとしております「個別最適な学び」を実現する上で、有効な手立ての一つと考えており、決して少人数学級自体を否定するものではありません。ただ、財政、人材、施設、このような現実的な課題があるとともに、学力向上におきましては「少人数授業の方が効果がある」との見解もあり、実際にそうしたことを踏まえて、中学校では少人数学級より少人数授業を選ばれる傾向が見られる、こういったことにも留意しておく必要があるかと考えております。いずれにいたしましても、国において少人数化の検討が進められておりますので、そうした検討内容、また具体的措置の内容を見極めながら、新しい時代にふさわしい京都府としての少人数教育のあり方を検討していきたいと考えております。

【浜田議員・指摘要望】少人数教育の教育長の答弁は、結局、少人数授業と少人数学級を対立させることになっていますが、そうじゃなくて私は、少人数学級をすべての小中学校でまず実施した上で、少人数授業だとかチームティーチングをそれに加えてやれば良いということを提案しているのであって、ぜひこれは検討していただきたいと思います。

今回のコロナ危機を通じて、日本の政治や社会のあり方は、「このままでいいのか」という声広がっています。京都府政についても、これを機に、大型開発優先の経済政策や「京都式少人数教育」など、これまでの施策に固執するのではなくて、根本的に見直すことが必要ではないでしょうか。そのことも要望して、質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

以上

みつなが敦彦議員（日本共産党・京都市左京区） 2020年9月18日

効率化と民間利益をモノサシとした自治体変質の企みは許せない

【光永議員】日本共産党の光永敦彦です。日本共産党府会議員団を代表し、知事に質問をいたします。

初めに、コロナ禍と今後の自治体のあり方についてです。6月26日、第32次地方制度調査会の報告が出されました。これは2018年に、「自治体戦略2040構想研究会」提言で、将来の目指すべき姿を描きそこから当面の目標と施策を考える「バックキャストिंग」という手法を用い、地方行政のデジタル化、公共私連携と地方公共団体の広域連携、地方議会への多様な住民の参画を打ち出した方向を踏襲するものとなっています。今回、将来の目指すべき姿を考える上で、「地域未来予測」という国が考えた計算式等で数値化し、「見える化」を自治体に求めようとしています。その後7月17日に発表されたいわゆる「骨太の方針2020」でも、IT化などを推進する「デジタルニューディール」や公共サービスの民間委託などいっそう推進するという基本的な方向が示されており

しかし、コロナ禍を通じ、「保健所の人足りない」「公務員削減で現場がギリギリ」「医療給付の抑制や公立・公的病院の休廃止等で医療崩壊の危機」など、公的セクターの役割を狭めてきたこと、弱めてきたことが大問題となってきました。ところが、政府はコロナ禍に便乗し、自治体の役割を、「住民福祉の増進」より、いっそう効率化と民間利益をモノサシにしようとしています。またバスやタクシーなど連携し一元的にサービスを行うという「Ma a S」（マース）という考え方を、山田前知事は「公か民かの運営主体を問わず、行政分野にも適用すべき」として「G a a S」（ガース）、ガバメント・アズ・ア・サービス（Government as a Service）とし、増田寛也氏等は、「G a a Sが実現すれば、地方公共団体が自らの意思と責任の下で自治体運営を行うことを目的とした『団体自治』はほとんど役割を終える」と述べ、行政サービスと自治論を混同させ、住民主権より民間サービスが大事と暴論を述べています。

そこでお聞きします。コロナ禍を体験した京都府の今日的役割を、公共サービスの民間活用等、国の動きとの関係でどのように知事は考えておられますか。また国の動きそのものを、どう評価されておられますか。お答えください。

大手コンサル主導の「北山エリア」整備は問題。府立大体育館の建替えは学内論議を尊重せよ

【光永議員】次に自治体のあり方にかかわって、「北山文化環境ゾーン」の今後と、府立大学の体育館の建て替えについて伺います。

本府議会に「北山エリア」の全体コンセプト骨子案が報告されています。今年3月13日、耐震に課題があり建て替えが必要な府立大学体育館のあり方について、東京に本社を置くコンサル大手のKPMGコンサルティングが、「アリーナの要素・体育館整備可能性調査」報告を出しました。そこでは、スポーツイベント年間22日、音楽コンサート30日、施設整備に140億円から155億円とし、収支結果は「松」—7300万円の黒字、「竹」—9300万円の赤字、「梅」—1億9300万円の赤字、とする3パターンの試算を示しています。一番重要な大学の利用は、クラブ練習で平日155日とされています。また今年6月には、「北山エリア整備基本計画策定業務」を、公募型プロポーザルで、KPMGコンサルティングのグループ会社であるあずさ監査法人が受託することとなるなど、コンサルベースで次々物事が進められています。その上、旧府立資料館跡地等を利活用したシアタ

ーコンプレックス構想も、収益のためホテル等が提案されるなど、落ち着いた「北山エリア」全体を、コロナ禍前の計画として利益最優先の場に大きく変えようとしているのではないのでしょうか。

そこで伺います。アリーナの体育館について、大学内では一片の文書報告が7月13日に管理課から出されただけで、説明はもちろん、大学内でまともな議論も検討もされたことがないまま、計画がどんどん進むのはおかしいではありませんか。お答えください。

また「府立大学整備基本構想」では耐震化率51.7%。国立大学法人98.7%と比較してもきわめて遅れており、その解決は緊急課題であるにもかかわらず、まずはおよそ6年かかるアリーナ建設を優先させ、老朽校舎の建て替えは先送りされることになるのですか。

さらに、コロナ禍を経た状況の検討もなく、コロナ前の状況を前提に計画を次々推進することは、間違っているではありませんか。明確にお答えください。

感染症対策含む地域防災計画の充実を。消防指令の広域化は慎重な議論を

【光永議員】次に、コロナと災害対策についてです。

今年7月の豪雨の際に、私の地元左京区では避難所が5か所開設されたものの、避難した人は、コロナ感染への不安もあってほとんどありませんでした。他方、先日の台風10号で、避難所はコロナ対策で定員を減らされたため、どこも満杯となりました。このように台風シーズンとなるなか、コロナ禍のもとでの避難および避難所のあり方の検証と、急いだ対応が課題となっています。

政府も「分散型避難」を呼び掛けているもとで、今年の7月豪雨災害の時に、わが党国会議員団は「プッシュ型支援」を防災担当大臣に申し入れ、その後、災害救助法に基づき、物資や食糧などの支援を「プッシュ型」で行うよう、自治体に通達が出されることとなりました。

京都府では、5月補正予算で避難所感染防止対策のための市町村支援3000万円が計上されましたが、これでは足りません。避難所の環境改善等のため、追加の支援策を強く要望しておきます。同時に、ホテル等の借り上げ等、地域防災計画に避難所として位置付けることが必要となっていると考えています。また避難所に行けない条件の方も多数おられます。このため自宅で避難する方への「個別プッシュ型」の支援策の具体化も必要です。その点、どういった取り組みとなっていますか。今後の見通し及び京都府の支援策も含めてお答えください。そして、これらを充実する上でも、市町村防災計画の見直しや修正が必要で、そのためにも京都府地域防災計画の充実が必要と考えますが、いかがですか。

一方、緊急事態に対応する際、消防指令の役割はきわめて重要です。こうしたなか、京都府を三つの地域に分け、なかでも亀岡以北の7市3町6消防本部において、「新たな消防広域連携のあり方検討会」が設置され、119番通報をこれまで6カ所あった消防指令センターから福知山に一本化し、例えば現在の電話31回線を8回線に減らすなど、予想される複合・広域災害にこのままで「対応できるのか」との不安の声が寄せられています。広域的なカバーは必要な部分も当然あります。しかし、府中北部全体で一つの指令センターにする際に、体制が弱められることはあってはなりません。その点どう強化されますか。マンパワーや回線問題、そして今後の消防のあり方についても、具体的にお答えください。

【西脇知事・答弁】光永議員のご質問にお答えいたします。

コロナ禍と今後の自治体のあり方についてでございます。議員ご指摘のとおり、今般、国の第32次地方制度調査会において答申がとりまとめられ、またいわゆる「骨太の方針2020」が閣議決定され、「地方行政のデジタル化」などの対応や、「公共サービスにおける民間活用の推進」などの方針が示されました。これらは、「地方公共団体の効率化」や「民間利益の増進」それ自体を目的とするものではなく、今後2040年ごろ顕在化する変化や課題や、現在の新型コロナウイルス感染症に伴うリスク・課題を踏まえ、地方公共団体の役割である住民福祉の増進を図ることを目的としているものであると考えております。

議員ご指摘の「公共サービスの民間活用」については、いかに府民サービスを効果的・効率的に提供するかという観点から導入してきたところであり、これまでも民間のノウハウを行政に取り入れることにより、大きな効果を上げてきたところでもあります。一方で公的セクターとして担うべき役割については、これまでに経験したことのない新たな課題や、複雑多様化する行政ニーズに迅速的確に対応し、十分に果たしてきたところでございます。

今般の新型コロナウイルス感染症への対応も、感染の発症状況を見極めながら、全庁的な体制により、医療機関や関係団体、市町村と連携しながら、感染拡大の防止に努めてきたところでございます。こうした公的セクターとしての役割を支える執行体制についても、近年におきましては、児童虐待件数の増加や頻発する自然災害、少子高齢化に対応するため、児童相談所職員や土木職、保健師なども増員してきているところでございます。新型コロナウイルス感染症への対応にあたって、年度途中で人員体制を強化するなど、行政課題に的確に対応できる執行体制を確保してきているところであります。

京都府といたしましては、国の答申・方針も踏まえつつ、引き続き府民サービスを効果的・効率的に提供するとともに、複雑多様化する行政ニーズに迅速的確に対応できる執行体制を確保し、ウィズコロナ・ポストコロナ社会における住民福祉の増進を図ってまいりたいと考えております。

次に「北山エリア」の整備についてであります。「北山エリア」全体の統一的なコンセプトを定める「北山エリア整備基本計画」は、これまでにエリア内の個別の施設等の整備について調査検討した結果や、「北山エリア」の全体的な整備の方向性を示した、京都府総合計画の「北山文化と憩いの交流構想」も踏まえ、現在「北山エリア整備基本計画策定に係る専門家委員会」で、有識者等のご意見を伺いながら、京都府として検討を進めております。

アリーナ機能を有する体育館につきましては、昨年度京都府が実施した整備可能性調査や、京都府総合計画における位置付けなどにつきまして、府立大学と情報共有をしており、学内で取りまとめられた、大学改革の基本的な方向を示す「将来構想基本計画」においても、課題として、体育館については「アリーナ機能を持った多目的施設として利活用を図っていくこと」と記載されております。府立大学は、校舎や体育館が老朽化し、耐震基準に満たない施設が多い状況にありますが、昨年度、府立大学が将来構想の検討とあわせて学内で取りまとめた「施設整備基本構想」において、体育館については、耐震上の問題から最優先での整備が必要と記載されているところでございます。現在府立大学において、より具体的な施設整備構想の策定に向け、学内の施設整備委員会において検討を進められております。

この度の新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会や経済に大きな影響を与えていることから、「北山エリア整備基本計画」については、今後の社会経済情勢の変化を踏まえて策定したいと考えており、府立大学の施設整備構想についても、同様の観点から検討が進められるものと考えております。

次にコロナ禍と災害対策についてでございます。コロナ禍でもあり、指定避難所ではなく自宅等で避難される方がおられた場合、避難状況がわからず、救援物資が行き渡らない等の懸念がございます。このため昨年、「京都府版市町村災害時応急対応業務標準マニュアル」を策定し、自宅避難者等の支援の手順について、市町村にお示したところでございまして、今後とも市町村と連携し、避難者の状況把握や物資の提供方法などの具体化を支援してまいりたいと考えております。

次に京都府地域防災計画については、今年6月に改正をし、可能な限りの避難所確保や、避難者の3密回避、健康管理等の感染症対策を新たに盛り込んだところであり、市町村の地域防災計画についても、京都府の計画に沿って早期に改正していただくようお願いしているところでございます。

また市町村が担っておられる消防の広域化につきましては、通信指令要員や設備の集約化による現場要員の増員や、設備費用の低廉化、災害情報の一元化による相互応援体制の強化などにつながるといったメリットがあり、厳しい財政状況のなかで消防力を維持・強化し、増加傾向にあります

災害対応や救急要請に的確に対応するための、有力な対策であると考えております。今後の消防のあり方につきましては、広域化とともに、消防施設の共同整備や消防学校教育の充実による専門性の高い人材の育成などを通じまして、複雑多様化・高度化する消防需要に適切に対応し、住民サービスの向上が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

【光永議員・再質問】 再質問をさせていただきます。

第一に自治体のあり方についてですけれども、知事は「住民福祉の増進」というふうに、今回の国の動きを見てるとおっしゃいましたけれど、そう言うのであれば、この間公的セクターを減らしてきたことに対してどうなのかと。そのことの見直しは、私は必要だと思います。

答弁の中で、公的セクターのために若干人を増やしたという話もありましたけれど、これはですね、この間減らし続けたから、緊急対応があつて増やさざるを得なくなったというのが実態じゃないですかね。その方向をさらに拍車をかける方向が、今回出されている問題だと私は考えます。

そこで再質問は、今後、どんどん国と同様に民間に業務を委ねていくというふうになった場合に、利益が期待できない分野や地域は切り捨てられることになるんじゃないですかと。また利益出そうとすると、人件費削減や住民サービスの後退、もしくは住民負担の増加等につながる可能性もあつて、さらに府職員の人材育成にも影響が出るというふうには私は考えます。その点についてどうお考えか、明確にお答えください。

第二に、府立大学体育館の建て替えのあり方についてです。おっしゃったように最優先の課題というのは勿論だと思います。ただ大事なのは、大学内の論議を京都府としてしっかり尊重するのか、最優先にするのか、そのことについて明確にお答えいただきたい。実際、プロバスケットチームが使用される青山学院大学体育館、ここは学長がこのように言っておられます。「土日は学生が使えないため、代替場所の使用料や学生の移動費などの負担を考えると、むしろ段取りが大変なんだ」というふうに言われてます。「学生ファーストとなってるか」という、こういう疑問が起こるわけです。こうした経験も踏まえて、学内論議を尊重すべきだと考えますがどうですか。お答えください。

また、あずさ監査法人が9月7日、所属する会計士45人が、法律で義務づけられた研修を、過去数年にわたり、二つのオンライン講義を同時に受講するなど不正受講していた疑いがあると発表し、懲戒や役員の報酬カットもあるとしています。これは報道でも出されました。日本公認会計士協会会長は、「会計士制度の根幹をなす研修を怠ったのは極めて遺憾だ」というふうに批判をされています。さらに、内部告発のあったとされるのが今年3月ですが、その3月に、京都府はあずさ監査法人と連携協定も結ばれています。北山エリア基本計画策定業務もあずさ監査法人となっています。その契約は今年12月28日まで。こうした問題がある以上、策定業務を委託しつづけることが本当にいいのかどうか。これについてはどう対応されるのか、明確にお答えください。

三つ目に指令センターの広域化問題。これは地理だけじゃなくて、狭い道路などの地理特性、消火栓の場所をはじめ指令業務に必要な情報を果たしてマスターできるのか、これはすでに実施しているところでも大きな課題になっているかと思えます。さらに、答弁の中で現場要員の増員ができるとおっしゃいましたけれど、それは全然現場のことがわかっておられない話なんですね。つまり現場はもうギリギリで、しかも相互融通しながらやっておられるわけです。さらに兼任をいっぱいされてるわけです。だから指令業務を統合したからと言って、単純に人が浮くという話では全然ないんだと。そのことを理解されているのかと言わざるを得ません。これらの課題についてどうお考えか、お答えください。

【知事・再答弁】 光永議員の再質問にお答えいたします。

まず第一点でございますけれども、民間の利益が出ないところでは公的サービスが切られるんじゃないかというお話がございましたけれども、元々そういうところに住民福祉サービスをきちっと提供するためにも、全体の行政サービスの効率性を上げていくということから導入されたものだというふうに思っております、それはそれぞれのサービスを導入するところの一つひとつ地域の性

格を見ながら、きめ細かく対応していくべきものと考えておりました、いずれにしても、民間活力の導入というのはそれ自体を目的とするのではなくて、いかに効率的・効果的に、限られた財政のなかで住民サービスを維持していくのかという観点から、進めてまいりたいと思っております。

次に「北山文化環境ゾーン」についてでございますけれども、当然これは大学の施設のことでございますので、大学側とは十分に調整をしたうえで、計画を策定してまいりたいと思っておりますし、大学の中でも、いろいろ申し上げましたように検討されております。しかも体育館は、あくまで基本的には教育施設として整備するものでございますから、そのなかでどういう工夫があるかということかなと思っております。

あずさ監査法人ことにつきましては、検討内容についてどうかということを考えておりました、あくまで検討していただいた内容が我々にとってふさわしいかどうかという観点から、検討してまいりたいと思っております。

消防の広域化につきまして、現場対応力の話がございました。ただ、元々広域化というのは、消防力の低下を何とか防ぐために、様々な工夫のなかで起こっております、このまま放っておくと要員が足りないとか、施設の老朽化、整備がなかなかできないとか、そういう需要に対してどういう工夫でそれを維持していくのかという観点から進められたと認識しておりました、いま議員ご指摘のように、それによって消防力の低下があるというのはあってはならないことだと思っておりますので、あくまで消防力を維持・向上させるための一つの有力な手段としての広域化ということで、丁寧に進めてまいりたいと思っております。

【光永議員・再々質問】 知事からご答弁いただきましたけれども、やっぱり市町村合併の経験を振り返って総括すべきことかなと思いました。つまり公的なセクターが年々削られてきたという歴史をたどってきているわけです。それで広く広域化されて大変になったから、今度は民間の力を借りようと。民間の力を借りたら、もっともっと地域が大変になることだって起こりうるというのは、もう経験済みなんですね。だからいくら論を言われたって、実際にはそうやってきているという現実のなかで、民間を最優先して儲けの得られるところだけ委ねていくというやり方が、自治体の本来の役割として本当にいいのかということが、問われている局面だと思えます。国のあり方と同方向に進まないように、強く求めておきたいと思えます。

府立大学体育館の建て替えについては、「内容について」とおっしゃいましたけれども、いま、あずさ監査法人自身が処分がどうなるかわからないわけです。だから、そのことを踏まえてどう対応するかという判断があるんじゃないですか。私はそういうことを求めているので、この点は再度答弁をお願いしたいと思います。

避難所については、「個別プッシュ型」の具体化を求めておきたいわけですがけれども、亀岡以北の消防指令の共同化については、2015年に亀岡・南丹・京丹波の中部広域消防で、制御装置の事故で受信ができない事件があったということがありました。より広くなるとさらに影響が出る可能性があります。こういうデメリットも含め広く議論すべきで、ましてやこのことを入り口に、消防も単純に広域化とならないように、この点は求めておきたいと思えます。

再答弁をお願いします。

【知事・再々答弁】 光永議員の再々質問にお答えをいたします。

あずさ監査法人の具体的な行為については私は詳細に把握しておりませんが、我々の委託契約先としてふさわしいかどうかという観点での検討がもし必要であれば、その検討を踏まえたうえで対処してまいりたいと思っております。

【光永議員・指摘要望】 府立大学体育館の建て替えについては、本当にあずさ監査法人の処分状況を踏まえた、厳正な対応をぜひ求めておきたいと思えます。いずれにしても、アリーナの要素を入れてどんどんと民間の利益最優先とやってきた結果、儲からない場合は「梅」というコースで、1

億数千万、2億円近い赤字が出るということだって出されているのに、コロナ禍前の計画のまま進めるといのは間違っていますから、これは学内論議をぜひ尊重していただきたいと思います。そのことを求めて次の質問に移ります。

新型コロナ対策——検査・医療提供体制、保健所体制の強化を

【光永議員】次にコロナ禍における検査・医療提供体制、保健所問題についてです。

9月1日の第23回府コロナ対策本部会議で、「検証の視点・課題」として、「感染者数に合わせて帰国者・接触者外来を設置する」「かかりつけ医による患者の早期発見につなげる」「インフルエンザ流行期に備え、検査センターなど検査のキャパシティを増やしていく」こと等が必要と提起されています。

7月の府民環境・厚生常任委員会で、私から「発熱外来を公的に設置して、検査と一体に行えるようにすることが必要では」と問うたところ、理事者は「個人的にはいい提案と考えるが、医療体制が厳しい」という答弁がありました。そこで今回の一定の総括の課題でも触れられているとおりに、今後インフルエンザの時期とも重なるため、地区医師会と連携して、開業医や看護師さんら輪番を確保するなどし、身近な場所に発熱外来と一体の検査体制を強化していく検討が必要と考えます。第一波の経験を踏まえ、住民の安心を保障するためにも戦略的にいま位置付けるべきではありませんか。お答えください。

一方、無症状者の検査も行うことが、感染拡大防止のために重要であることが明瞭になってきました。しかし感染経路不明者があり、またエビデンスが足りないためどうするのか。これが大きな課題になっております。例えば、京都市立病院で感染者が出た際に、公費で濃厚接触者等を超えて全職員の検査をする対応をとることで、感染拡大を抑止することができました。他の病院でも保健所指導を超え、病院判断で広く検査をしたところで、陰性が確認され、感染抑止ができたこともありました。そこで、一定の感染が確認された地域等で、医療や介護に従事する方など、感染リスクを下げるためにPCR検査を行うことが必要と考えますが、いかがですか。

さて、振り返ると2009年4月に新型インフルエンザが海外で発生し、京都でも5月に患者が発生して以降、第一波の終息宣言まで約1年かかりました。この経験を踏まえ、2009年に「新型インフルエンザ特措法」が成立し、また2007年に結核予防法が感染症法に統合され、保健所は感染症法の専門業務を担う存在として制度的に位置付けられました。私は、こうした経過と職員のみなさんの日頃の積み重ねのなかで、ギリギリで実に多様な業務に対応できたのではないかと考えます。

しかし一方で、地域保健法改正等により、現在の保健所業務は、感染症等対策、難病対策、精神保健対策、その他母子保健法や老人保健法等による広域的に行うべきものなど対人保健サービス、専門的技術を要するもの及び多種の保健医療職種によるチームワークを要することに加え、食品衛生・生活衛生・医療監視など対物保健等を実施する「第一線の総合的な保健衛生行政機関」とされ、さらに「市町村が行う保健サービスに対し、必要な技術的援助を行う機関」と位置付けられるなど、業務は大幅に膨れ上がっています。ところが、一つの保健所に医師は一ないし二名、技術職の方がそれぞれの部署に数名ずつの配置にとどまっています。

私はこの間、丹後保健所と中丹西保健所に伺い、第一線で奮闘される方からお話を伺いましたが、そこでも「健康危機管理部分が本当に弱まっている」等、今後の課題を指摘されていました。

2010年6月に、「新型インフルエンザ対策総括会議報告書」が出されましたが、そこには、感染症危機管理に関わる体制の強化として、「情報収集・情報提供体制の構築や収集した情報の公開、発生時の対応を一層強化することが必要」として、「地方自治体の保健所や地方衛生研究所を含めた感染症対策に関わる危機管理を専門に担う組織や人員体制の大幅な強化、人材育成を進める」とされています。すでに今回のコロナ対策で浮き彫りとなった課題が報告されています。

そこで伺います。こうした報告書に基づき、国と京都府はきちんと対応してきたと言えるとお考えですか。明確にお答えください。また今後の対応について、この報告とコロナ感染の状況を踏ま

え、知事の基本的姿勢をお聞かせください。さらに、保健所の体制拡充や現場に近い組織に戻すことなどの具体化はもちろんのこと、今回の経験から保健所体制強化だけですべて解決できるかといえれば難しい課題も浮き彫りとなりました。実際、私がお聞きしたところ、南山城村では感染者の買い物は役所が分担して行っており、また家族支援や本人支援なども寄り添って行っているとお聞きしています。このため、受診、検査、検体採取から搬送、患者搬送から入院、家族支援、退院等まで、総合的な支援体制が必要で、そのための戦略と市町村との連携体制など、特措法にもとづく健康危機管理体制について、京都府が具体化を図るべきと考えますがいかがですか。

コロナ禍の下でこそ、京都経済の持続のための賃金引き上げを

【光永議員】 質問の最後に、京都経済と最低賃金の引き上げについてです。

京都経済の持続を保障する源泉の基本は、地場の中小零細企業支援であり、雇用の安定です。その両方を支えるのが賃上げではないでしょうか。

現在、京都の最低賃金は 909 円となっています。昨年から 27 円引きあがったのですが、非正規が多く、最賃ギリギリで働く労働者が 5.5 人に 1 人という京都では、コロナの影響はいっそう深刻になっています。

全国的には、2016 年以降、最低賃金は 4 年連続で 3 % 程度引き上げられ、東京都と神奈川県は 1000 円を超えました。しかしこれでも、賃金の中央値に対する割合では、2018 年で、最低賃金制度を導入している OECD 29 か国中 25 位と、低水準のままです。また 2015 年、一番高かった東京都と一番低かった県 693 円の差は 215 円でしたが、2020 年の全国最低額 790 円は、東京都の 1013 円より 223 円も低く、格差は広がりました。全国一律最低賃金制度を採っていない国は G 7 参加国では日本とカナダのみとなっています。

こうしたなか、安倍首相が当時、「今年は賃金よりも雇用」と述べ、中央審議会は据え置きを目安を示し、それに対し全国では 1 円から 3 円とわずかながらも引き上げする答申が続出し、地方の反乱が起こったと言います。ところが、京都の最低賃金審議会は 17 年ぶりに据え置きの答申をし、その上、中小企業支援を政府に要望する記述まで削除され、異議申し立ても現在起こっています。そこで伺います。京都府の最低賃金が据え置きと答申されたことをどのように評価されておられますか。

今年 6 月、自民党「最低賃金一元化推進議員連盟」が緊急提言を公表されました。提言では「生産性とは賃金水準そのものであり、賃金が上がらなければ将来の社会保障も支えられない」と指摘し、「コロナ禍の厳しい状況でも、最賃の水準を少しでも上げることに取り組まなければならない」と強調し、「東京一極集中を是正する観点からも一律最賃は不可欠」とされています。

イギリスのジョンソン首相が新型コロナに感染し、「コロナウイルスは『社会というものがあるに存在する』ことを証明した」と述べ、新自由主義からの転換が必要との考えを示しました。そのイギリスは、日本の消費税にあたる付加価値税の減税とともに、今年、最低賃金を 6.2% 引き上げました。さらに欧米、韓国など、最低賃金の大幅改善と一体に中小企業支援と経済対策を行う国は、雇用も経営も安定させていくという太い路線が進められています。

そこで伺います。コロナ禍でこそ、京都経済を持続させるためにも賃上げが必要と考えますが、いかがですか。ましてや知事は、これまで東京一極集中の是正を謳ってこられただけに、その是正にとっても賃上げと全国一律最低賃金制度が必要と考えますが、いかがですか。お答えください。

【知事・答弁】 新型コロナウイルス感染症における検査・医療提供体制、保健所の対応についてであります。

発熱等、新型コロナウイルス感染症との鑑別診断が困難な季節性インフルエンザの流行に備え、症状を有する方が診療から検査まで一連のものとして身近なところで受けられるよう、帰国者・接触者相談センターを介して受診する帰国者・接触者外来を、9 月末までに現在の 46 か所から 50 か

所に、かかりつけ医の判断で迅速に検査を受けられる京都検査センターを、10月末までに現在の3カ所から5カ所に、唾液による検査ができる地域の診療所を、9月末までに現在の280カ所から400カ所に、それぞれ拡充することとしているところでございます。今後、さらなる感染者の増加に対応するため、医師会等関係団体と連携・協力し、必要な検査・医療提供体制の充実を図ってまいります。

医療機関、高齢者施設の職員等の無症状者に対するPCR検査については、感染者が多発し、またはクラスターが発生している地域において、重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患を有する方への感染を未然に防止するため、専門家のご意見を踏まえて実施したいと考えており、必要な予算を今議会に提案しているところでございます。

危機管理体制については、感染症対策をはじめとする健康危機事案などに対し、専門性と機動力を高めるため、10年間で保健師を22名増員し、現在105名を配置するとともに、4カ所の保健所に地域統括保健師長を配置し、保健師の人材育成を進め、対応力の向上を図っているところでございます。さらに昨年12月に、京都府保健環境研究所と京都市衛生環境研究所を合築し、府市相互連携による検査体制の強化を図ってまいりました。また今回の新型コロナウイルス感染症対策においては、京都府新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、本年1月30日、国の対策本部の設置を受け、京都府新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、その下に疫学調査、入院調整、医療資材調達、中小企業支援、学校対策、広報等のチームを全庁体制で編成したところでございます。対策本部には、専門家会議の議長である府医師会会長にも参画いただき、医学的な見地から助言等もいただいております。今後とも幅広い対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に総合的な支援体制についてであります。これまで、看護師による24時間専門電話相談の設置、かかりつけ医等と連携した保健所を介さない検査体制の導入、入院医療コントロールセンターによる府域全体の入院調整、医療資材コントロールセンターによるガウン等の計画的な確保・配布、市町村と連携した保健師の応援派遣など、感染状況にあわせて総合的な支援体制を構築してきたところでございます。またこれから冬にかけて、新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザによる患者が多く発生することも想定されることから、振興局全体で各保健所を支援する体制や、7保健所のカウンターパート方式による相互応援体制を整備するとともに、退職保健師や事務職員を追加で配置しているところでございます。今後も、医療機関や関係団体、市町村と連携を強化し、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、最低賃金の引き上げについてであります。最低賃金の決定にあたっては、まずは国の中央審議会において、その後各労働局の中央審議会において、公労使の十分な議論がなされ、その答申を踏まえ、国において決定されております。今年度の最低賃金の改正につきましては、中央最低賃金審議会において、「新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用への影響等を踏まえ、引き上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」「中央最低賃金審議会において地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望」というふうに判断をされました。これを受けまして、京都中央最低賃金審議会においては、経済、雇用、労働者の生活の影響、中小企業が置かれている厳しい状況、今後の感染症の不透明さ、こうしたなかでも雇用の維持が再優先であること等を踏まえて、慎重に審議された結果、京都府最低賃金を現行通りと答申されたものでございます。最低賃金の引き上げは、労働者の生活の安定と向上、経済の好循環による地域経済の活性化につながることから、重要であると考えておりますが、今年度につきましては、コロナ禍による影響を踏まえ、国において公労使の十分な議論のもと決定されたものであり、その判断を尊重すべきであると考えております。

東京一極集中是正のための最低賃金の引き上げや、全国一律化についてでございます。最低賃金は当該地域における労働者の生計費、非正規雇用を含む労働者全体の賃金、通常の事業の賃金支払い能力の三つの要素に関し、地域の実態を考慮して決定されているものでございます。東京一極集中は多くの要因が複合した結果でございまして、最低賃金の引き上げや全国一律化が、直ちに東京

一極集中の是正につながるものではないのではないかと考えております。

【光永議員・再質問】 再質問させていただきます。

検査体制等ですけれども、例えば府北部では、私がお聞きしたところでは、公開されていませんけれども、相対的に唾液検査ができる医療機関が少ないのではないかと、現場でお聞きをいたしました。それはいろんな理由があると思います。やりたくてもできないところがあると、知事の答弁でもあったかと思えます。だから現状でも、発熱外来に他の診療所の先生などが輪番で診察している医療機関も、現実には起こっているわけです。今後、季節性インフルの時期を迎えて、状況に応じて広く受診・検査、こういうことを一体的に行うという必要があります。その際、地区医師会からも、「今後、公的な発熱外来が必要」という声は出されているところもあります。しかも今後、病院名などが公開されていくと、混乱が起こりかねないということもあるかと思うんです。だからやはり、方針上新たな決断がいま求められているのではないかというふうに考えます。検査センターを北部にも必要と、他会派の議員からも声がありました。私もそう思います。と同時に、発熱外来と一体に行っていくということが、非常に合理的ではないかというふうに思いますが、その点、再度お答えください。

もう一点、最低賃金についてですが、「まずは雇用の維持が大事だ」と言われます。もちろんそれはそうなんです。ただ、雇用の維持とともに、雇用の維持をするためにも、生活をしっかりと支えるということが、当然必要なんです。自民党の先ほど紹介した提言も、「いまこそ賃上げを」と仰っています。なおかつ、その財源として、大企業がため込む「450兆円ある内部留保に0.5%毎年課税すると、2兆5,000億円の財源が捻出できる」という試算もある」と。これ、共産党の文書じゃなくて、自民党の中から出されてきたということで、私はこの提言を注視すべきでないかと考えております。これ現場の実感じゃないかと思うんです。消費税減税と一体に、賃上げとその財源も確保すると。この方向こそ道理があると私は思うんですけれども、知事のお考えをお聞かせください。

【知事・再答弁】 光永議員の再質問にお答えいたします。

PCR検査についてのご質問でございました。ご指摘のとおり、たしかに季節性インフルエンザの流行と重なるということについては、きわめて重い問題意識を持っておりまして、そのために、先ほども答弁いたしました。あらゆる手法を使ってPCR検査の体制を強化したいと思っております。ただ一方で、実施していただく医療機関、病院、医師の方のご理解も必要でございまして、唾液検査につきましても、現場で不安の声もあるというふうに聞いておりますので、そこは丁寧にお聞きしながら、先ほど言った目標はまず掲げておりますので、それをきちっと達成したいというふうに思っておりますし、新たな決断という話がございましたけれども、インフルエンザの流行期に備えては、いまのうちから万全な備えをするべく、検討を重ねてまいりたいというふうに思っております。

最低賃金の引き上げのところで、賃上げについてのお話ございました。先ほど、最低賃金の局面でお答えいたしましたけれども、労働者の生活の安定と向上とか、経済の好循環による地域経済の活性化につながるというのは、これはまさに賃上げの効果だと思っております。ただ一方で、賃上げする方の企業の収益ですとか、全体の経済の体力等踏まえて、総合的な経済対策のなかで検討すべきものだと思っております。賃上げについてご指摘のような効果があるということは認識しておりますが、それが果たして、いま現実として実行し得るような経済環境にあるかどうか踏まえて、検討・決定されるべきだというふうに考えております。

【光永議員・指摘要望】 検査体制等の問題は、先ほども紹介したように新たな局面に来ていると思います。目標の達成にまず全力を挙げたいという話ありましたが、目標の達成はもちろんなんですけど、達成の仕方が非常に問題で、あらゆる手法がいるし、地域の実情に合ったものがあると。

その地域の実情に合ったものの一つとして、公的な発熱外来とセットにして、診療所の先生らに負担かけないという、こういうやり方だって当然あるわけです。そのことも含めて視野に入れた取り組みをしていただきたい。いずれにしても、民間医療機関頼みということではやはり進みませんから、保健所を軸とした連携や保健所の健康危機管理体制を充実する、これらと一体に戦略的に取り組んでいただきたいと、求めておきたいと思います。

最賃問題は緊急の課題だと思います。財源問題は、先ほど自民党の提言からも紹介したとおり、可能性としてはあるわけです。だから、中小企業支援策の抜本的強化を、そういう財源を使ってやるということとセットで賃上げを国に求めていただきたい。強く求めて質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

以上

【他党派の代表質問項目】

9月17日

●藤山祐紀子(自民・宇治市及び久御山町)

1. 新型コロナウイルス感染症拡大への対策について
2. 本府における地域経済対策について
3. コロナ禍における本府の財政運営について
4. デジタルニューディールについて
5. お茶の効能と消費拡大について

●家元 優(自民党・福知山市)

WITHコロナ、POSTコロナ社会における府政の推進について

- (1) 府総合計画の見直しについて
- (2) 医療の提供体制について
- (3) 子どもたちの教育について
2. 豪雨災害・水害対策について
3. 京都府中北部と京都市とをつなぐ交通網整備について

●北川剛司(府民クラブ・京田辺市及び綴喜郡)

1. 新型コロナウイルス感染症対策について
 - (1) 保健所における新型コロナウイルス対策業務の改善について
 - (2) WITHコロナ時代における地域経済への支援等について
 - (3) 新型コロナウイルス感染者等に対する人権侵害への対策及び大学における感染防止対策について
2. 防災・減災対策について
 - (1) 緊急輸送道路の在り方について
 - (2) 防災意識の向上について
3. 家族農業に対する支援について
4. WITHコロナ時代の教育政策とICT教育の現状・課題について
 - (1) WITHコロナ時代の教育政策について
 - (2) ICT教育の現状・課題について

9月18日

●山口 勝(公明党・京都市伏見区)

1. 新たな危機管理下における業務継続計画の推進について
2. 行政の情報化推進について
3. 女性活躍の推進及びひとり親家庭の支援について
4. 児童虐待対策の強化・推進について

●宮下友紀子(自民党・京都市上京区)

1. WITHコロナ社会における企業と地域の発展について
2. 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける伝統産業への支援について
3. 新型コロナウイルスの感染者等に対する人権問題について
4. WITHコロナ社会における教員の働き方改革について
5. 増加する児童虐待への対応等について
6. 自動車のながら運転や自転車事故への対策について